資料２

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
計画全般に関して				
1	-	―	第1章では○、第3章では(1)と表記方法が統一されていないところがある。	修正しました。
はじめに				
2		１． 策定の経緯	教育基本法改正から始まった方がシンプルで分かりやすい。	記述を、「社会の変化」とそれに対応するための「教育基本法の改正」から書き始めました。 (1)社会の変化と教育基本法の改正 (2)政府の「教育振興基本計画」の策定 (3)「滋賀県教育振興基本計画」の策定 の３項目に分けて、箇条書きから文章化して記載しました。 参考として、【滋賀の教育をめぐる近年の動き】を囲みで追加しました。
3		４． 本計画で取り扱う「教育」の範囲	大学教育を含まないということを、「４．本計画で取り扱う『教育』の範囲」に書き込む必要があるのではないか。	「４．計画で取り扱う「教育」の範囲」に、下記記述を追加しました。 「ただし、国立・私立の学校および県立大学で行われる教育の内容や学校経営等については、各校の独立性を尊重して本計画で取り扱わないこととします（学校運営への支援、学校間連携および知的資源の生涯学習活動への活用等については一部取り扱います）。」 また、独立性の注釈として、下記記述を追加しました。 「国立大学（付属校を含む）は平成16年4月に、滋賀県立大学は平成18年4月に法人化され、それぞれ、国立大学法人、公立大学法人（地方独立行政法人）になりました。法律に基づいて作成される中期計画により運営されています。」
第１章　教育をめぐる状況				
4		全体	指標に切り口の違うものが混ざっているので、整理すべきである。	要検討
5		１．学校	高等学校について耐震化以外の記載がない。	高等学校についての指標を追加しました。 「2　進学率」 ・高等学校、大学･短期大学等への進学率の推移 「3　生徒指導上の諸問題」 ・中途退学者数（率）と主な理由 「4　子どもの健康と体力」 ・高校性のデータを含む
6		１．学校 ５ 特別支援教育	知的の特別支援学校には幼稚部がないので、「幼児児童生徒」→「児童生徒」に。	「幼児児童生徒」を「児童生徒」に修正しました。

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第１章　教育をめぐる状況（続き）				
7		1．学校 5 特別支援教育	特別支援学校に通っていなくても特別な支援が必要な子もいる。そのことを現状として書くべき。	通常の学級にも、特別な支援を必要としている子どもが在籍することを明確に示すため、文部科学省調査の数字を記載して説明することとし、下記記述を追加しました。 「通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約６％程度の割合で存在する可能性があるとされており、」 この文章の注釈として、下記記述を追加しました。 「平成14年(2002年)に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであって、医師の判断によるものではありません。」
8			「注意欠陥/多動性障害」を「注意欠陥多動性障害」に修正。	「注意欠陥/多動性障害」を「注意欠陥多動性障害」に修正しました。
9			「従来の特殊教育で対象とされなかった」を「従来の特殊教育で対象とされていなかった」に修正。	「従来の特殊教育で対象とされなかった」を「従来の特殊教育で対象とされていなかった」に修正しました。
10			「発達障害のある子どもへは「支援」だけでなく「指導と支援」が求められている。	「発達障害のある子どもへの支援が求められています」を「発達障害のある子どもへの適切な指導と必要な支援が求められています」に修正しました。
11		2． 地域･家庭	「家庭」の状況が明確でない。 「生活・食生活」というだけでなく、もっと大きく家庭の状況を示す指標を使って表すべき。	「家庭の教育力の低下」を表す下記の指標を追加し、「２　家庭の姿」で整理しました。 ・１世帯あたりの構成員数が減少しており、核家族化が進んでいる ・約７割の親が、家庭の教育力が低下していると実感している ・家庭の教育力の低下の理由としては、「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」を挙げる人が66.7%で最も多い。 （国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年)）
12			虐待など、表に出ないところで子どもたちにとって厳しい現実があり、そのために奔走している先生がいる。これも課題として挙げられるのではないか。	「２　家庭の姿」に下記記述を追加しました。 「自分の思い通りに進まないことが多い子育てにおいて、子どもにどのようにかかわっていけばよいか悩み孤立感を募らせたり、ストレスから虐待に走るケースも多くあります。」

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第２章　今後１０年間に目指す滋賀の教育の姿				
13		全体	「人間像」の方が先ではないか。 まず、「あるべき姿(人間像)」があって、その次に「基本理念」と「基本目標」があるというのがイメージである。	基本理念を「社会の」基本理念と考え、社会→人間像→教育の目標としました。
14			今後、広域行政が進むことを念頭に、近江商人の心や中江藤樹先生の教えなどを含め、より滋賀県らしい特色を出すべきである。 滋賀について子どもたちに認識を持たせること、滋賀の歴史やびわ湖の持つ特性、環境が滋賀の教育の柱になる。	先人の教えとして、「近江の心」を第２章に記述しました。 第３章からも特色が読み取れるように項目立てしました。 「滋賀の自然や地域と共生する力を育む」 (4)地域資源を活用した特色ある教育の推進
15		滋賀がめざす人間像	先人の教えについて具体例が出てくるのはいいが、これを集約した言葉にまとめて、人間像が表現できればよい。	「近江の心」を第２章に記述しました。
16			「公の心」には、社会規範やルールが守れるとか、礼節など、人と人との関係性の中で大事な部分が込められているのだろう。	「近江の心」を第２章に記述しました。
第３章　今後５年間に取り組むべき施策と目標				
17		全体	さまざまな課題とそれをまとめるキーワード（項目名）が一致していないところがある。 本文では述べられていても、項目名でうまく表現されていないところがある。項目名で端的に表せれば、ビジュアル図で内容が分かりやすくなる。	項目立てを一部修正しました。
18			いつまでにどういう方向でどのような状態にという目標をできるだけ入れて欲しい。	中項目ごとに、事業と成果指標または事業目標を書き入れました。
19			教育投資についての記述はどうするのか。	教育投資額の数値目標は書いていません。
20		１．子どもたちの「生きる力」を育む	「3 豊かな人間性と社会性を育む」の中に「(5)体力向上と健康の保持増進」があるが、これは新たに項を起こすべきである。 「(6)食育・健康教育の推進」も、体育と非常に関係がある。 例えば、「『健やかな体』を育む」で１つ項を起こして、「(5)体力と健康の保持増進」と「(6)食育・健康教育の推進」を入れてはどうか。 基本目標の「生きる力」の切り口である、「知」「徳」「体」や「個としての人間形成」「他者との関係における人間形成」「社会の中での人間形成」「自然の中での人間形成」を項目立てに活かしてはどうか。	全体の項目立てを修正し、「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」で整理しました。 1　「確かな学力」を育む（知） 2　「豊かな心」を育む　（徳） 3　「健やかな体」を育む（体） ＋ 4　「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む ＋ 5　信頼される学校をつくる 6　教育力を高める

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第３章　今後５年間に取り組むべき施策と目標（続き）				
21		1. 子どもたちの「生きる力」を育む	例えば、年齢が増していくのを縦軸に、横軸に「知」「徳」「体」を置くなどして、ロジカルな表があると分かりやすくなる。 幼児　社会ルール 　　　集団のあり方 児童　基礎学力 　　　自己主張・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ能力 生徒　個性の伸長 　　　自治集団 　　　社会変化への対応 など、時期的なポイントとして、教育段階の整理が必要。	学習指導要領で発達段階ごとに備えるべき力が明らかにされていることから、本計画では、明確には表していません。
22			「２　自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」の中に「(1)幼児教育の充実」があるが、　幼稚園教育要領によると、幼稚園教育は「義務教育の基礎」ということなので、「１　基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」の方が適切ではないか。 幼児教育では最低ここまで身に付けさせる、というものを書くなら、「(1)幼児教育の充実」は「１　基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」に分類して、その上に「２　自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」があって、それが完成すると「３　豊かな人間性・社会性」が育まれることになるという流れか。 幼児期は、遊びから学んだりして、生活体験すべてが学びになる。「生きる力」のすべてにかかわるのに、１つの項目だけに分類されているのが無理がある。	「生きる力」を「知」「徳」「体」＋「共生する力」で整理し直しましたが、幼児教育はいずれにも関係しますので、幼児教育だけで項目立てせず、各項目に含むことにしました。
23		1. 子どもたちの「生きる力」を育む 1 「確かな学力」を育む	「特色ある学校づくり」は、高等学校に限ったことではない。	「１『確かな学力』を育む」の「(3)教育課程の工夫と特色ある学校づくり」の「すべての高等学校で」という高等学校に限定した表現を改めました。
24		1. 子どもたちの「生きる力」を育む 2 「豊かな心」を育む	規範意識をどのように培うか考えていかなければいけない。 「公の心」には、社会規範やルールが守れるとか、礼節など、人と人との関係性の中で大事な部分が込められているのだろう。 学習指導要領の中で、「小一プロブレムへの対応」とあるが、この対応はどこがするのか。大きくなってから規律といっても入っていかない。やはり幼児教育で規律規範のベースは作るべき。 学習における規律は、小さいときから確立されるべきで、幼児教育の段階からお願いしたい。	「２『豊かな心』を育む」の(1)を、「規範意識など社会性の育成」にしました。 幼児教育での道徳性の芽生えを「(2)思いやりの心の育成」に記述しました。

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第３章　今後５年間に取り組むべき施策と目標（続き）				
25		１．子どもたちの「生きる力」を育む ２「豊かな心」を育む	特別支援教育について、障害のある児童生徒だけでなく、障害のない児童生徒に対しての取組が必要である。 交流や共同学習といった項目を1つ挙げられないだろうか。 交流の場やともに学ぶ場の確保 障害のある人や高齢者、外国人等との交流の場や、障害のある児童生徒ともに学ぶ場の設定に努め、思いやりの心を育てます。	左記の提案を若干変更して、「２『豊かな心』を育む」に、下記の項目を追加しました。 (2) 思いやりの心の育成 ボランティア活動などの体験活動を活かした道徳教育をとおして、思いやりの心や互いに尊重する態度を育み、地域の一員であることの自覚を高めます。
26		１．子どもたちの「生きる力」を育む ４「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む	滋賀の先人、地域の先人を顕彰することが大事。 今後、広域行政が進むことを念頭に、近江商人の心や中江藤樹先生の教えなどを含め、より滋賀県らしい特色を出すべきである。 滋賀について子どもたちに認識を持たせること、滋賀の歴史やびわ湖の持つ特性、環境が滋賀の教育の柱になる。 「豊かな人間性と社会性を育む」の中に、「地域の文化を活かした教育」を入れるべき。祭などの行事を通じて、地域が子どもを育てるということがある。 「自然と共生する力を育む」を広く捉えると、自然や歴史文化を材料にして、活かしながら人間性や社会性を育んでいくということになる。食育も伝統文化が教材になる。	第２章だけでなく、第３章からも滋賀の教育の特色が読み取れるよう、「４自然と共生する力を育む」を「４『滋賀の自然や地域と共生する力』を育む」に変更し、地域文化などを含める表現にしました。 この中に「(6)地域資源を活用した特色ある教育の推進」の小項目をつくりました。 (6)地域資源を活用した特色ある教育の推進 地域資源を教育に活用することで、自分たちの育ってきた地域に愛着を持ち、大切に守り育もうとする心とともに、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。
27			「４自然と共生する力を育む」に、なぜ荒神山(少年自然の家)が挙がっていないのか。	20～21年度で施設のあり方を検討中であるので、記載していません。
28		１．子どもたちの「生きる力」を育む ５信頼される学校をつくる	学校運営のマネジメント、品質管理の方向性を出すべきではないか。	「(1)地域に根ざし、開かれた学校をつくる」から分離して、新たな項目「(2)学校運営の改善に取り組む」をつくりました。 (2)積極的な学校情報等の提供、学校評議員制度や学校評価により、学校の教育方針や活動について、地域住民等外部からの意見を聞くことで、学校への理解や協力を得ながら教育活動を主体的かつ積極的に展開し、学校運営の改善に取り組みます。
29			「(6)私立学校の支援の充実」は、「私学助成の充実」とはっきり書いていただきたい。	滋賀県基本構想の表記にでは「私学教育の振興」ですが、それより少しは踏み込んだ表現として「私立学校の支援の充実」としました。

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第３章　今後５年間に取り組むべき施策と目標（続き）				
30		１． 子どもたちの「生きる力」を育む ６ 教育力を高める	項目を見ると教師のことを書いているので、「６　教育力を高める」は、「教師力を高める」の方がよい。 教育力だと概念が広くなる。	「教育力を高める」のまま、下記の小項目を追加しました。 (6)組織・チームの教育力を高める 教育上の困難な課題に対し、複数の教職員や専門家等とが連携して取り組むほか、地域が学校や教員を支える仕組みを進めます。
31			「教育力を高める」は、教師だけでなく、スクールカウンセラーなどを含めてチームで子どもを育てるという観点で考えてはどうか。 教師だけの「教師力」でなく、学校全体の「教育力」と考えるべき。 学校教育支援ボランティアの考え方の普及なども、どこかに位置づけるべき。	
32			「(2)人事評価制度の導入」は、これまで「教員の資質向上」に結びつけるものと説明しているはず。「意欲の向上」とは違うのではないか。	「意欲の向上」を「資質能力や意欲の向上」に変更しました。 ※ 人事評価制度(試行)の要綱では、「意欲の向上に結びつける」と記載があります。
33			人事評価制度は、評価する人によって異なり、必ずしも意欲の向上には結びつかない。	
34			「(3)優秀な人材の確保」は、「滋賀の教師塾」だけでは駄目。教員を志していない人に教員を志してもらうのにどうしたらよいかが重要だ。	「６教育力を高める」に下記の記述を追加しました。 「また、教育上の困難な課題に対して、学校が組織として、また教職員同士や専門家、地域等と連携して対応できるよう、サポートする体制を整え、教職員の負担を減らすとともに、教員を志す人が多く生まれるようやりがいのある職場づくりに努めます。」
35			養成と採用と研修の段階ごとに、しっかりした施策が必要。	「高等教育機関の充実と活用」で一部記載しました。
36			「(1)教師の実践力の向上」で、研修はすべきだが、初任者研修の時期が疑問である。子どもの顔を覚えなければならない４月～５月にすべきでないと思う。	計画では、研修の時期までは記載していません。
37		２． 社会全体で子どもの育ちを支える	具体策は難しいが、親をどう教育するかが重要だ。 学校教育の範疇以外のことで、先生が現実に倒れていることもある。家庭がどこまで責任を持つのか、計画にしっかり謳っていかないと前に進まない。明確に示すべき。	第４章の「学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力」で記載します。

第２回会議での意見および意見への対応について

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
第３章　今後５年間に取り組むべき施策と目標（続き）				
38		２． 社会全体で子どもの育ちを支える	現状では、障害のある子どもたちを家庭だけで支えている。子どもの育ちを支える地域の取組の中に、障害のある子どもたちが含まれていないと感じる。 例えば通学合宿に障害のある子どもが組み込まれているのかどうか。特別支援学校に通っている子どもが地域の子どもとして認識されているか。こうした思いを言葉で表せないだろうか。 「２．社会全体で子どもの育ちを支える」の中に、下記を追加してはどうか。 ( )すべての子どもたちを対象にした事業づくり 事業を計画する際に、常に障害のある子どもたちの参加を念頭においた取組とします。	左記の提案を参考に、「２．社会全体で子どもの育ちを支える」に下記の記述を追加しました。 「なお、事業の実施にあたっては、常に障害のある子どもたちの参加を念頭において取り組むこととします。」 小項目の「(5)子どもの体験活動の推進」にも同様の記述をしました。
39			家庭・学校・地域のそれぞれが頑張るということに加え、それらをつなぐしくみが必要だと思う。	「第４章　計画推進のために必要な事項」で「学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力」を整理します。
40		３． 生涯学習社会づくり	基本目標の「社会全体で子どもの育ちを支える」の社会の教育力を向上するための視点で、「企業の力を活かす」とあるが、この中に障害者雇用について書かれていない。障害者への理解と障害者の雇用促進を盛り込んで欲しい。	「地域共生のしくみづくり」に、下記の記述を追加します。 「また、企業・事業所等に対して、障害のある人についての理解をすすめ、雇用の促進や就業上の配慮を行うよう働きかけます。」